

# 経営者向け 『会社の税務会計通信』 R5.3月号

税務署

## 自分は「課税事業者」を選択すべき？

**自分が「課税事業者」で「原則課税」なら…  
⇒消費税の還付を受けられる可能性があります！**



- 課税事業者？** → 消費税の納税義務がある事業者です。基準期間（個人の場合、原則2年前）の課税売上高が1000万超の場合等に義務が発生します。「消費税課税事業者選択届出書」の提出で選択できますが、選択すると原則として2年間は免税事業者になれません。
- 原則課税？** → 原則的な消費税の計算方式です。例外規定として規模により簡易課税制度を選択できます。
- 消費税の還付？** → 建物の購入等、一定の支出を行った場合で、支払う消費税額が大きいときには、納付すべき消費税の額から消費税の還付を受けられることがあります。

**Q** 令和5年現在、免税事業者だが、来年、テナント用建物を修繕する予定。今年中に届け出を提出し、消費税の還付を受けた方がよいか？

例) 年間テナント賃料 1,056万円 年間管理費 66万円 令和6年修繕費 2,200万円

**A** 令和6年、110万円の還付を受けることができますが、原則として令和7年、8年に90万円の消費税の納付が必要となる可能性があります。

	令和5年 免税事業者	令和6年 課税事業者	令和7年 課税事業者	令和8年 課税事業者
届出書の提出				
修繕				
		令和6年	令和7年	令和8年
預かり消費税額	96万円	96万円	96万円	96万円
支払い消費税額	206万円	6万円	6万円	6万円
還付・納付額	110万円(還付)	90万円(納付)	90万円(納付)	

**還付を受けられたが、  
消費税負担額は増えた！**

課税事業者を選択すると、消費税の還付を受けることができますが、2年間は消費税課税事業者となることを強制されるため、トータルで見ると納税負担はむしろ増加することもあり得ます。消費税の有利判定には正確な試算が求められるので事前に税理士などの専門家にご相談ください。

この記事は配信用に税金を簡易な表現で記載しております。詳細は是非東京シティ税理士事務所にご相談ください。

### ■ 電話・メール相談



TEL : 03-3344-3301  
FAX : 03-3344-9053  
Mail : ask@tokyocity.co.jp

ご利用時間 09:30~17:30  
(土・日・祝は12:00~13:00除く)

編集担当：井上 喜子



### 面接相談

新宿相談所（新宿三井ビル33階：新宿駅徒歩7分） 03-3344-3301  
横浜相談所（横浜スカイビル20階：横浜駅直結） 045-440-6678  
東京日本橋相談所（ビジネスエアポート日本橋内：日本橋駅B1出口より徒歩2分）  
03-3344-3308